様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		マンションの除却の必要性に係る認定
根拠条例·規則等名		マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条項		第102条第2項
所	管 部 課	建設局 建築部 建築総務課 (電話:048-829-1539)
審査基準	基準(未設定の理由)	法律 第102条 規則 第49条 国土交通大臣が定める基準 平成25年 国土交通省告示第1062号 国土交通大臣が定める技術上の指針 平成18年 国土交通省告示第184号
Lan:	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 平成 26 年 12 月 24 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	未設定(申請物件ごとに規模や構造等が違うため標準処理期間を設定することは困難)
間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	